

2021.4.19

新型コロナウイルス感染症に関する情報 No33

前週の No32 で宮城県、大阪府、兵庫県に加え、新たに東京都、京都府、沖縄県でも、まん延防止等重点措置が実施されることとなることをお知らせしました。しかしながら、引き続き関西を中心に急激な感染拡大と変異株の感染拡大が続き、医療提供体制のひっ迫が深刻になり、首都圏（1都3県）でも感染拡大が続いています。

こうした中、政府は4月16日(金)の8時30分～9時30分に開催された「新型インフルエンザ等対策有識者会議 基本的対処方針分科会（第3回）」（尾身茂会長）に、「まん延防止等重点措置」を埼玉県、千葉県、神奈川県及び愛知県でも実施するとの方針を示し、了承されました。

これを受け、「第61回新型コロナウイルス感染症対策本部」が同日17時30分から50分まで首相官邸で開催され、埼玉県、千葉県、神奈川県及び愛知県について4月20日（火）から5月11日（火）までの間、まん延防止等重点措置を実施すること、飲食店の20時の時間短縮要請、罰則の適用もできること、全ての飲食店の見回りを行うことなど集中的な対策を講じることにより、緊急事態宣言に至らないように、しっかりと行うことなどが決定されました。

なお、埼玉県では、さいたま市、川口市が、千葉県については、船橋市、市川市、松戸市、柏市、浦安市が、神奈川県では横浜市、川崎市、相模原市が、愛知県については名古屋市がそれぞれ指定されました。

今回はまん延防止等重点措置に関する公示と基本的対処方針の改正内容などについて紹介いたします。

なお、引き続き厳しい状況下での事業運営が続くと考えられますが、具体的な課題や要望等があれば、事務局まで情報提供頂くようお願い致します。

1 新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置に関する公示

新型インフルエンザ対策特別措置法第31条の4第1項の規定に基づき4月

1日の公示が次のように改正されました。

●まん延防止等重点措置を実施すべき期間

- ・宮城県大阪府及び兵庫県については 4月5日から5月5日まで
- ・京都府及び沖縄県については 4月12日から5月5日まで
- ・東京都については 4月12日から5月11日まで
- ・埼玉県、千葉県、神奈川県及び愛知県
については 4月20日から5月11日まで

●まん延防止等重点措置を実施すべき区域

宮城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県及び沖縄県の区域とする。

2 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更等について

4月16日（金）に改訂された基本的対処方針の主な変更点は、まん延防止等重点措置の実施区域として、埼玉県、千葉県、神奈川県及び愛知県を追加したこと、感染の予兆を早期に探知するため、ステージ判断の指標等の精緻化及び補強を行ったこと等です。

基本的対処方針と新旧対照表等は以下の URL から入手出来ます。

基本的対処方針（令和3年4月16日変更）

https://corona.go.jp/expert-meeting/pdf/kihon_h_20210416.pdf

基本的対処方針変更（令和3年4月16日）（新旧対照表）

https://corona.go.jp/expert-meeting/pdf/kihon_h_taishou_20210416.pdf

国民の皆さんにお伝えしたいことのポイント

<https://corona.go.jp/emergency/>

以上です

【本件のお問合せ先】

企画調査部 武石 (takeishi@shokusan.or.jp 03-3224-2365)
池田 (ikeda@shokusan.or.jp 03-3224-2379)

【国への要望の送信先】

メールの場合: jfia-kikaku@shokusan.or.jp
FAXの場合: 03-3224-2398